



あけぼの会だより

「あけぼの会」総会のご案内

なかなか「こたつ」が取れず、寒かったり暑かったり気温差の激しい日が続いております。健康には十分お気をつけください。さて、以下のとおり総会を開催しますので会員の皆様是非ご出席願います。

日時；5月22日（金）午後1時30分～

場所：灰塚コミュニティセンター 研修室

※当日は、事前にお配りしました「総会資料」をご持参願います。

5月のサロンは、総会の開催のため行いません。

6月については、後日ご案内いたします。

染織室便り

4月26日（日）『笹染め』

南区の山側に沿う斜面で「クマザサ」を採り、興聖寺奥で「真竹」の葉を採り、笹染めをしました。

今回は木綿と絹地で澄んだ黄色、初めてのウール素材のマフラーは板締め絞りの方法で連続模様を工夫し、楽しい図案が生まれました。又、同じ色から銅媒染で緑系、チタンの媒染でオレンジ系の色など色の変化も楽しむ事ができました。



令和8年度写真コンテスト 開催のお知らせ

詳細に付きましては、来月号で発表いたします。

のぞみが丘運営協議会 広報部



広報はいづか第252号

令和8年5月8日発行（次回 6月10日予定）

編集発行：のぞみが丘運営協議会広報部

「のぞみが丘住民総会」が、4月26日（日）に開催されました。



会長あいさつ

会長就任から1年を振り返り、住民や役員の協力への感謝とともに、地域活動の維持活性化に積極的な取り組みをしていきます。

- 1.組織の「縮充」とスマート化
人口減少という現実に合わせて、生活インフラや地域活動を維持するため、組織の規約見直しと効率化（スマート化）を次年度総会に向けて推進します。
- 2.防犯・防災体制の強化
近隣での事件や孤独死を受け、安心安全なまちづくりを最優先します。
・青パト活動の実施：地域の巡回による安全確保。
・家庭での防犯対策：個別の防犯カメラ設置を推奨。
・本年度予算：防犯や備蓄飲料水の確保に約10万円を計上しました。
- 3.人口減少への積極的な抵抗「帰ってこいコール」
地域の担い手を確保するため、各家庭で子や孫に対し「（将来的に）帰っておいで」と呼びかける運動を提案しています。定年後のUターンを含め、本気で人口減少の加速を抑える取り組みを求めています。
結びに代えて 空き家対策や環境整備など課題は山積していますが、住民の皆様と協力しながら着実に進めていきたいと考えています。

のぞみが丘運営協議会・会長 伊藤忠則（総会資料から紙面都合により要約掲載）

総会当日は多くの住民の皆様にご参加いただきありがとうございます、本年度も運営協議会の活動にご協力をお願いいたします。

のぞみが丘運営協議会からのお知らせ

○「のぞみが丘住民総会」の結果のお知らせ

4月26日に「のぞみが丘住民総会」が開催され、すべての議案が原案通り承認されました。

- 1、のぞみが丘運営協議会総会
第1号議案、第2号議案：賛成多数により承認されました。
- 2、のぞみが丘水利組合総会
第1号議案～第4号議案：賛成多数により承認されました。
- 3、のぞみが丘ふるさと保全会総会
第1号議案、第2号議案：賛成多数により承認されました。

○令和8年度、1回目アダプト事業（詳細は別紙チラシをご覧ください。）

日時：5月17日（日）8時～8時30分（※次回は6月28日）

今年度第一回目のアダプト活動が行われますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

※各区長は、参加人数をアダプト活動中に事務局までお知らせください。

○ホタルを見て楽しむ会（詳細は別紙チラシをご覧ください。）

日時：5月30日（土）受付時間：19時30分～20時30分

受付：灰塚コミュニティセンター・駐車場

雨天時：灰塚コミュニティセンター内（ログハウス側）

ホタルを見ながらたのしいスタンプラリー

※受付に戻ったら「くじ引き」にチャレンジ！！ **豪華賞品ゲット（外れても残念賞あり）**

○ふれあいスポーツ大会（詳細は、来月広報紙と一緒に配布）

日時：7月5日（土）10時～

場所：灰塚コミュニティセンター・研修室

法人はいづか便り

4月29日、西区の水田にて湛水直播（たんすいちよくはん）が行われました。

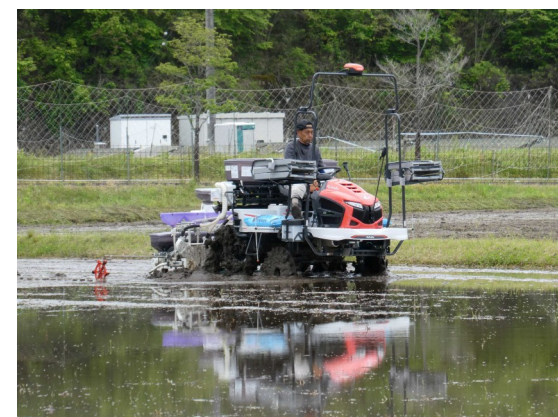
湛水直播は、代かきした田んぼに直接モミをまく栽培方法です。



使用するモミは、主として酸化鉄で被膜してあり、水に沈むようになっています。



通常の田植え機と同じように、列で蒔いていきます。



林野火災注意報 林野火災警報

三次市と庄原市では
令和8年3月1日 から運用が開始されます。

林野火災注意報・林野火災警報発令時、『火の使用についての制限』に従わなかった場合、違反した者に対して

30万円以下の罰金または拘留に処する（消防法）

林野火災警報発令時に義務となる火の使用についての制限

※ 林野火災注意報発令時は努力義務

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外においては、火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- (5) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。

三次市消防団 三良坂方面隊（情報提供：備北地区消防組合消防本部）

林野火災注意報・林野火災警報について

令和7年2月26日に発生した大船渡林野火災を受けて、総務省消防庁から林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性高めることが必要であることから、当組合火災予防症例を改正して本年3月1日から施行しています。

林野火災注意報発令基準

1月から5月までの期間で次の①又は②のいずれかの条件に該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発令
- ② 前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下

当日に降水・降雪が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しません。

林野火災警報発令基準

林野火災注意報発令基準＋強風注意報

林野火災注意報が発令された場合の周知について

- ・ 当組合HPへの掲載
- ・ 消防車両巡回広報
- ・ 両市の情報システムでの広報
- ・ 幟の掲出
- ・ 両市のHPへの掲載

林野火災警報が発令された場合の周知について

- ・ 当組合態勢強化
- ・ 当組合HPへの掲載
- ・ 消防車両巡回広報
- ・ 懸垂幕、幟の掲出
- ・ 両市のHPへの掲載
- ・ 両市の情報システムでの広報
- ・ 警察機関への裸火等確認時の規制・指導依頼
- ・ 森林組合、リクレーション関係事業所への火の使用の制限依頼